

水道施設工事における給水装置工事主任技術者の配置確認について

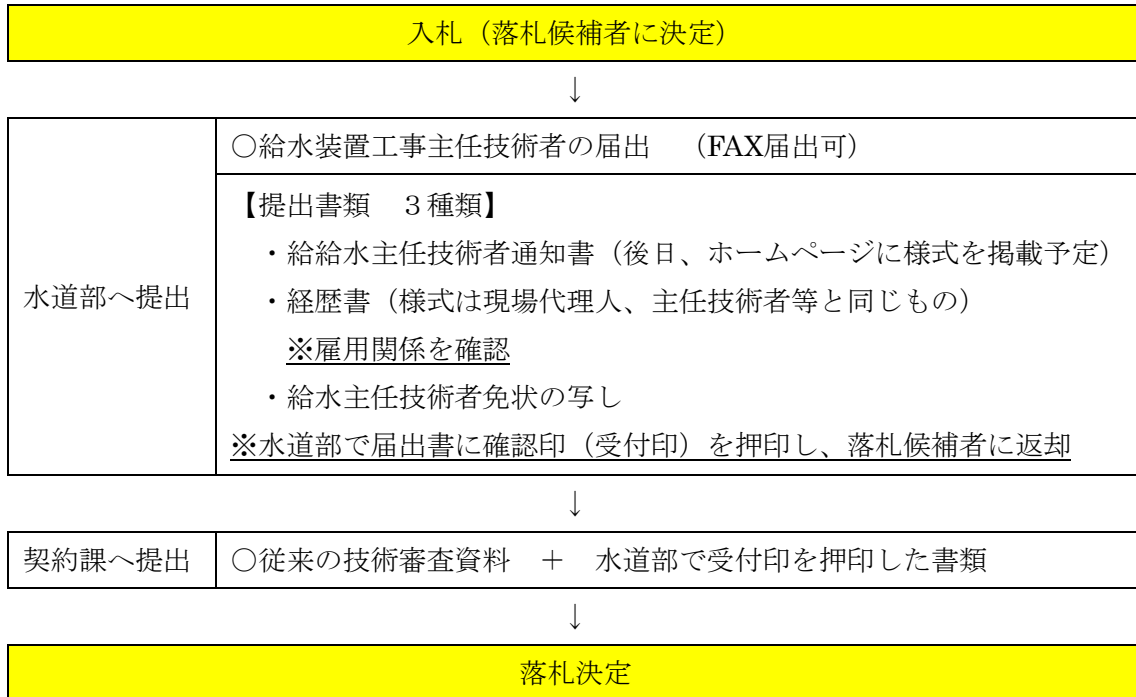
水道施設工事の技術審査時の方法について、一部改正しますのでご注意ください。

従来は、主任技術者等（1級・2級土木施工管理技士等）の配置と田辺市指定給水装置工事事業者（以下、指定事業者という。）であることが条件でしたが、令和2年10月1日以降に入札公告を行う水道施設工事から、工事ごとに給水装置工事主任技術者（以下、給水主任技術者という。）の配置を確認させていただくことになります。

水道法や水道法施行規則において、給水主任技術者の職務として、給水装置工事に関する技術上の管理、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を行い、発注者との工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整などを行うことなどが規定されており、工程管理・品質管理・安全管理を行っていただく上で、給水主任技術者の役割は非常に重要な位置づけとなっています。今後は、給水主任技術者の配置を確認することにより、工事をスムーズに施行することを目的としていますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、配置の確認については下図のとおりとし、水道部で行っています指定事業者の給水主任技術者の選任と、受注者との雇用関係は必要といたしますが、現場への常駐義務や他の工事との兼務の制限等はございません。

☆令和2年10月1日以降



※この改正は令和2年10月1日以降に入札公告を行う入札から適用します。